

## 第5節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、2024年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は223法人となっている。(資料1参照)

## 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち				
		銀行	協同組織金融機関 (※)	保険会社	金融商品取引業者等	その他
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32
2019年6月末	219	76	83	11	14	35
2020年6月末	221	77	83	12	14	35
2021年6月末	220	76	83	12	15	34
2022年6月末	219	75	83	12	17	32
2023年6月末	225	76	83	12	19	35
2024年6月末	223	76	83	12	18	34

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等